

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴者（児）への支援拡充を求める要望意見書

聴力に障がいがあり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級から6級に該当する場合は、補聴器が補装具費支給制度の対象とされますが、軽度・中等度難聴者（児）については、補装具費支給制度の対象となっておりません。

特に、子どもにとって聞こえは発達・学業にも大きな影響があります。また、成人にとっては仕事にも支障があり、高齢者にとっては聞こえが認知症や命に関わります。

平成29年7月開催の国際アルツハイマー病会議で、ランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、令和2年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘しています。

軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は全ての都道府県で創設されていますが、自治体によって制度の内容が大きく異なります。また、成人については、制度そのものがない自治体もあり、どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴者（児）に対して十分な補助が行われるべきです。

よって、国においては、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 国の財政負担により全ての年齢における軽度・中等度難聴者（児）等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること。
2. 補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に、非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害者（児）を加えること。
3. イヤーモールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟骨伝導補聴器の購入費を補助対象とすること。
4. 先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児聴覚検査への公費助成を実施するよう、国が財政的援助を強化すること。
5. 病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月27日

北海道余市郡余市町議会議長 中 井 寿 夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣